

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正するあ
らまし

- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税率の引上げ及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）の施行による地方消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行います。
- 2 地方公営企業会計制度の見直しによるみなし償却制度の廃止に伴い、固定資産除却費に資本剰余金をもって直接補填を行うための取扱いを定めていた条文を削除します。
- 3 整備すべき帳簿の見直しを行ったことに伴い、所要の改正を行います。
- 4 この規程は、平成26年4月1日から施行します。